

中小企業人材育成等支援事業補助金Q&A

補助金の制度に関するQ&A

No.	ご質問	回答
1	補助金の趣旨は。	市内における商工業の振興を図るため、市内中小企業者等が技術力及び経営力の強化を目的として行う人材育成、経営改善事業等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。
2	補助対象者を教えてください。	<p>① 日本標準産業分類の分類表のうち、以下の業種を主たる事業（売上高や利益などが最も大きい事業）として営む、市内に主たる事業所を有する中小企業者。 大分類D（建設業）、大分類E（製造業） 大分類G（情報通信業）のうち中分類39（情報サービス業） 大分類I（卸売業、小売業） 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業）のうち小分類番号746（写真業） 大分類M（宿泊業、飲料サービス業）のうち 中分類76（飲食店）、中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業） 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）のうち 中分類78（洗濯・理容・美容・浴場業）、中分類79（その他の生活関連サービス業）、 小分類801（映画館）</p> <p>② ①以外の中小企業者が上記の事業を行う場合であって、商工業の振興を図るために当該事業の技術力および経営力を強化する必要があると市長が認めるもの</p> <p>③ 市内中小企業者5者以上で構成されるグループで、上記の事業を主たる事業として営むもの（開催する場合）</p>
3	対象外に該当する事業者を教えてください。	<p>① 市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）滞納者及び市税未申告者</p> <p>② 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う者</p> <p>③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員</p>
4	対象とならない事業者の事例を教えてください。	<p>① 申請者が中小企業に該当しない大企業</p> <p>② 事業が対象となる業種にあてはまらない中小企業</p> <p>③ 申請者が中小企業基本法の対象とならない宗教法人、学校法人、NPO、一般社団法人等</p>
5	補助対象となる費用について教えてください。	受講の場合、受講料および受講に義務付けられたテキスト等の費用が対象となります。開催の場合、会場等使用料、講師への謝金（旅費等も含む）、教材費、資料代に係る費用が対象となります。
6	対象となる研修等の具体例を教えてください。	<p>① フォークリフト運転技能講習、クレーン運転の業務特別教育、ロボット教示・操作基本コース等の技能に関する研修会</p> <p>② 工程管理者養成コース、リーダーシップ強化講座、課長研修等の人材育成等に関する研修会</p> <p>③ DX活用講座、カーボンニュートラル講座等のDXおよびGXに関する研修会（DXおよびGX関連講座の補助率は3分の2以内）</p> <p>※ 技術力および経営力の強化を目的として参加されるものに限り、業務と関係のない資格取得やセミナー等の参加は補助対象となりません。</p>
7	申請期限を教えてください。	<p>事業年度の3月末日までとなります。</p> <p>申請される場合は、研修会等が開催される前日までに申請書を提出してください。ただし、申請受付は先着順とし、予算が終了次第、申請受付を終了します。</p>
8	研修会等の期間は事業年度の3月末以前ですが、支払いは次年度の4月以降の場合は、補助金は交付されますか。	事業年度末（3月末日）までに支払いが完了した経費のみが補助対象となります。受講料等の支払いが次年度の4月以降となった場合、その分の経費に対しては補助金を交付することができませんので、ご注意ください。
9	申請金額の計算方法を教えてください。	補助対象経費（消費税を除いた額）に補助率（2分の1、ただし業種が情報サービス業である者、DX・GX関連研修は3分の2）をかけて、100円未満を切り捨てた金額が申請額となります。受講者1人につき、上限額は1万円となります。

中小企業人材育成等支援事業補助金Q&A

補助金の制度に関するQ&A

No.	ご質問	回答
10	補助金は複数回受けることはできますか。	受講の場合、1事業者あたり年度の限度額10万円まで複数回申請することができます。また、受講者が同一人でも異なる研修内容であれば、年度内に複数申請が可能です。 (1回の申請では受講者1人につき1万円が限度額) 開催の場合、1中小企業グループに交付する補助金は1回限りとなります。 (一つの研修会等につき5万円が限度額)
11	市内と市外に事業所が複数ありますが、市外事業所に勤務する従業員の参加も対象となりますか。	市内の事業所に勤務する従業員のみが、補助対象の参加人数となります。
12	国や県等から同様の趣旨の補助金等の交付を受けた、または受ける予定がある場合、対象となりますか。	対象となりません。
13	「受講する研修会、講座等の受講料や内容がわかる書類」とありますが、何を提出すればよいですか。	受講する研修会等における、講座名、受講料、会場、期間、研修等の概要、実施機関等、研修の内容がわかる書類を提出してください。
14	「その他市長が必要と認める書類」は何がありますか。	「その他市長が必要と認める書類」とは、補助金申請時に市が必要と判断した場合、指定書類をご提出いただくこととなります。
15	どのような場合、変更申請が必要ですか。	交付決定後に申請内容または対象経費（参加人数等）を変更する場合や、受講等を中止する場合は変更申請が必要となりますので、変更承認申請書を必要書類と合わせて提出してください。 変更申請の有無に迷われた場合は、受講または開催される前までに商工課までご相談ください。

中小企業人材育成等支援事業補助金Q&A

実績報告に関するQ&A

No.	ご質問	回答
1	実績報告書の完了年月日にはどの日付を記入すればよいですか。	研修会の最終日を記入してください。研修が年度をまたがる場合は、申請年度における最終日を記入してください。
2	受講事業の場合、実績報告書にある提出書類(2)の「受講したことが確認できる書類等」とは何を提出すればよいですか。	受講した研修等の修了証、受講認定証等、客観的に確認できる証明書の写しを提出してください。修了証等の発行がされない研修等の場合は、代表者または所属長が確認したことが分かる研修レポート等を提出してください。
3	開催事業の場合、実績報告書にある提出書類(3)の「実施状況が確認できる写真・書類等」とは何を提出すればよいですか。	開催中の写真（講師・受講者がいることを確認できる写真を数枚）、使用した教材等の写し（写真でも可）を提出してください。また、交付決定時と収支が異なる場合は、収支決算書を提出してください。
4	支払いを銀行振込にした場合、振込手数料は対象となりますか。	補助対象事業の支払いを銀行振込で行う場合、振込手数料は補助対象経費となりません。 特に振込手数料が先方負担となっている場合、領収書等経費の支払いを証する書類の記載金額から当該手数料分を差し引いた金額（実際に支払われた金額）が補助対象経費となりますので、ご注意ください。
5	経費の支払を証する書類は、領収証だけで良いですか。	支払を証するものとして、「発行日、宛名、発行者、領収した内容、金額（いつ、誰が、誰に対し、何の代金として、いくら支払ったか）」がわかるものを提出してください。
6	領収証に補助対象以外のもものが混在している場合はどうすればよいですか。	内訳が分かるものを添付し、補助対象となるものに「○」を付ける等、わかるようにしてください。
7	領収証がない場合の対応方法がありますか。	振込の控え、または口座引落しの記載のある通帳等、相手への振込や引落しが確認できる書類により、代替が可能です。また、交付申請時の補助対象経費と支払い時の金額が異なる場合は、経費の内訳、金額等の記載がある請求書等もあわせて提出してください。
8	支払い時にクーポンやポイントを利用した場合も対象になりますか。	クーポンやポイント等を利用された場合は値引きとみなし、その額を対象経費から差し引いた金額（実際に支払われた金額）が補助対象経費となります。
9	クレジットカードで支払った場合も対象になりますか。	クレジットカードでの支払いも対象になります。 ただし、クレジットカードの名義は申請者（会社名・個人名・屋号）以外の名義のカードで支払ったものは対象になりません。 なお、引き落としが事業年度未までに完了している必要があります。実績報告時にカード会社からの明細の写し、引き落としがわかる書類（通帳のコピー等）を提出してください。
10	手形・小切手で支払った場合も対象になりますか。	手形・小切手での支払いも対象になりますが、実際に支払われた日（決済日）が事業年度未までに完了している必要がありますので、実績報告時に手形帳・小切手の写し、決済が確認できる書類（当座勘定照合表等の写し等）を提出してください。なお、手形・小切手は申請者が発行したもののみが対象となります。他社が発行したものの、回し手形は対象外です。
11	補助金交付請求書の振込先口座は誰の名義でもよいですか。	口座名義と申請者名義は同一とってください。個人事業主等で口座名義に屋号等が付いている場合、事業者名が同一であれば受付可能です。